

加入者のしおり

全国卸商業団地企業年金基金は、全国の卸商業団地の組合員のみなさまの福利厚生制度として、加入者及び加入者であった者の老齢、脱退又は死亡についての給付を行い、公的年金の給付と相まって、生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としております。

1 加入者・期間について

厚生年金保険の被保険者で、入社したときから退職または70歳まで加入ができます。ただし、65歳以上の加入は、事業主の了承が必要です。

2 掛金について

会社が全額負担しておりますので、本人のご負担はありません。

3 給付金(一時金・年金)について

3年以上加入した人は、一時金が支給されます。ただし、60歳以後に加入者資格を喪失(退職・65歳到達)した人は、加入者期間が3年未満であっても一時金は支給されます。

10年以上加入した人は、一時金(選択一時金)もしくは年金(老齢給付金)で受けることができますので、受取方法は本人が選択できます。

老齢給付金は、20年の確定年金ですが、受取期間を5年・10年・15年・20年の中から本人が選択でき、年2回(6月・12月)に分けて支給がされます。

一時金を受ける資格を満たしている加入者が死亡したとき、老齢給付金を受けている人または老齢給付金を選択してまだ受ける年齢に到達していない人が死亡したときは、遺族給付金(一時金)が支給されます。

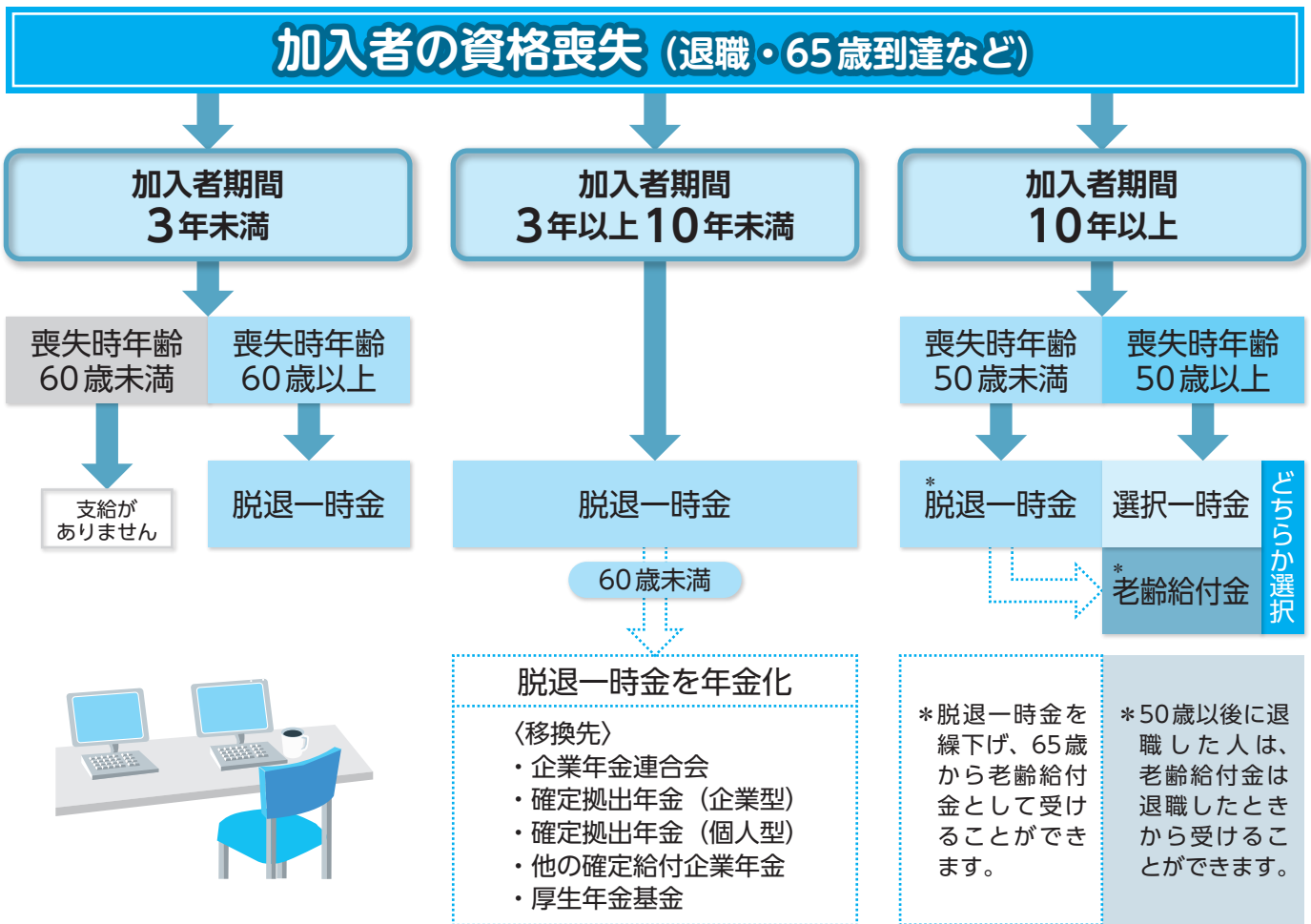
●一時金額のモデル●

基準給与	加 入 期 間			
	10年	20年	30年	40年
20万円	233,100円	503,600円	817,500円	1,181,800円
25万円	291,400円	629,500円	1,021,800円	1,477,200円
30万円	349,600円	755,300円	1,226,200円	1,772,600円
35万円	407,900円	881,200円	1,430,500円	2,068,000円

● 老齢給付金額(年額)のモデル ●

基準給与	加入期間			
	10年	20年	30年	40年
20万円	48,360円	104,520円	169,560円	245,160円
25万円	60,480円	130,560円	212,040円	306,480円
30万円	72,600円	156,720円	254,400円	367,680円
35万円	84,600円	182,880円	296,760円	429,000円

・上記の年金額は5年間で受取る場合の年金額(年額)です。



加入者資格を喪失(退職・65歳に到達)したときに請求書を送付いたしますので、本人から当基金へ請求していただくことで、給付金(一時金・年金)が受けられます。

全国卸商業団地企業年金基金

〒107-0052 東京都港区赤坂5-1-31 第6セイコービル4階

TEL : 03-3560-7017(平日9:00 ~ 17:00)

URL : <http://www.oroshikikin.jp>